

#### □多国語情報提供、相談及び生活適用支援拡大

- 他国後情報提供と相談のための「タヌリコールセンター(1577-5432)\*」開設(上半期、10ヶ国語)家族葛藤・解体予防のための「訪問相談サービス」モデル提供およびポータル「タヌリ多国語支援拡大（'10年4ヶ国語→'11年8ヶ国語、12月から）  
\*韓国語、英語、中国語、ベトナム語、モンゴル語、ロシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、日本語
- 国籍未取得結婚移民者の基礎生活保障制度適応拡大及び国籍取得後の住民登録謄本に既存の外国人登録番号を記載、雇用保険、失業保険、失業給付などが連携されるよう改善  
\*美容、製菓・製パン技能者など中国語・ベトナム語の試験導入
- 暴力被害移住女性とその子女の保護・支援のための【移住女性緊急支援センター1577-1366】サービスの拡大（9ヶ国語、夜間相談提供）、シェルター及び自活支援センターなどを通じた住居・自活支援サービス提供

#### □ バウチャー教育及び多文化家族間のネットワーク強化

- 配偶者・夫婦教育\*と全国の多文化家族支援センター（200ヶ所）で運営し、国際結婚男性・夫婦対象の多文化社会理解、家庭暴力予防などの教育運営（【国際結婚ハッピープログラム】総64回2,560人）  
\*配偶者理解プログラム、夫婦関係向上プログラムなど運営（センター当り、年間5時間以上）
- 結婚移民者ネットワーク形成と（全国多文化家族支援センター及び出入国管理事務所）、【多文化家族モニタリング団】運営など結婚移民者の政策・社会参与拡大

### 4 多文化家族子女の健康な成長環境造成

- サービスの需要と特性を考慮した育児など言語発達支援、児童・青少年メンタリング事業など持続推進
- グローバル人材育成のための二重言語教育、就学子女及び同伴・中途入国青少年対象の支援サービス重点強化

#### □グローバル人材育成のためのオーダーメイド型教育支援拡大

- 多文化拠点学校を指定（'10年60校→'11年80校）、多文化家族子女に対する韓国語学習指導及び教育大学・師範大学生を活用した学生メンタリング(8,000人

)実施

○父母の国の言語習得のための【言語英才教室】運営（二重言語講師100人配置、3月～）及び二重言語教授要員養成課程（幼稚園及び小学校教師120人）運営

○優秀な多文化家庭の学生を父母の出身国の確信交流人材として育成する「グローバルブリッジ」推進9 該当国ボランティア、国際交流、グローバルリーダーシップ教育など

□子女の言語発達支援などオーダーメイド型養育・教育支援強化

○多文化家族子女に対する言語発達診断・指導(多文化言語指導者'10年100人→11年200人)など基礎能力増進支援

\*児童の言語理解・表現などの向上のための【児童認知能力向上サービス】提供、童話読み聞かせコンテンツ及び多文化児童図書普及（5種、各1000冊）

\*部処間（省庁間）の事業重複解消のための「ヒマン（希望）育児教育士」派遣事業（教育科学部）は'11年から未実施

○生涯周期（新生児、幼児期、児童期）別の養育情報提供のためのチャジャカヌン（尋ねる）「よい父母教育」実施及び「子女情緒・生活支援サービス」モデル提供（2月）

一センターの訪問教育サービスを通し就学子女の〈学校お知らせ帳〉の読み取り、準備物の準備、など学校生活適応指導

\*父母の子女学習指導・相談のため一般父母との縁結び、及び教育支援の請負相談拡大

□同伴・中途入国及び学校不適応子女などの支援インフラ拡大

○多文化青少年地域センター\*（'10年5ヶ地域→'11年8ヶ地域）」などを通し相談、学習支援、母国のアイデンティティープログラム、オーダーメイド型事例管理など提供

\*10年釜山、益山、羅州、洪城、安山+11年ソウル、京畿、慶州南道圏

○外国で出生・成長した同伴・中途入国青少年のための初期適応プログラム

“Rainbow School”運営拡大（'10年50名、モデル運営→'11年600人）

\*多文化家族支援センター、青少年関連機関で週5日、4ヶ月課程運営

\*同伴・中途入国青少年の基礎生活、社会・情緒及び政策要求など調査実施（2～7月）

○学校不適応多文化家族子女などのための公立代案（オルタナティブ）学校国際ダソム学校設立支援(ソウル '12.3月、仁川 '13. 3月開校予定)

## 5 多文化に対する社会的理解向上

- 多文化家族に対する分かち合いの文化拡散、定例的な国民意識調査実施及び標準教育プログラム開発など多文化理解向上のための基盤造成に重点
- 教師、公務員、一般国民など対象別の多文化理解教育及び多様な媒体の広報、持続推進

### □多文化理解増進のための教育など支援事業活性化

○一般国民と共に多様な文化・教育プログラム及び多文化家族の多文化家族生活体育支援など拡大

\* 公共図書館に多文化資料室造成（11の図書館）及び多文化関連文化・教育プログラムの運営支援（11年中に30の図書館）

○公務員、機関・団体実務者など政策関係者に対する多文化理解教育及び対象の<チャザカモン（尋ねる）>多文化理解教育実施

\* 「タヌリ」ポータルに多文化講師人材プール構成・供給

\* 中央・地方公務員教育院、韓国両性平等教育振興院などに教育課程を開設・運営、多文化青少年関連機関実務者マニュアル普及など

○韓国民の多文化に対する認識及び受容性調査\*実施（毎年、10月）、多文化向上のための標準教育プログラムの開発（12月）

\* 韓国人の「多文化受容性指標」開発・活用

○大学の多文化講座開設を拡大し（‘10年21の大学→’11年30の大学）、教員、大学担当者など対象に多文化認識改善研修実施（3,000人）

\* 多文化教師・学生・父母・研究者など受容別オーダーメイド情報提供のための多文化ポータル(www.daumunhwa-edu.or.kr)運営（‘10.11月開通）

### □多文化家族に対する分かち合いの文化拡散及び媒体広報拡大

○地域別「多文化家族分かち合い奉仕団」\*構成・運営（6月～）、NGOなどと多様な協力事業及び「世界人の日」などの記念行事推進など、地域社会の多文化家族認識改善推進

—多文化家族及び関連従事者「全国多文化家族ネットワーク大会（10月）」開催（700人規模）を通した多文化家族支援連携網の構築

\* 8,000人規模の分かち合い奉仕団が家族相談、子女学習指導、地域単位の事業モニタリングなどの活動を遂行（ボランティア認証プログラム連携）

○高周波TV、地下鉄、SNSなど多様な媒体広告拡大を通し多文化家族に対する対国民認識改善拡散

\* 対国民広報の方向を「結婚移民者の成功定着事例」発掘・拡散に焦点

## 県のDV政策関係質問項目

該当する項目についてご回答お願いいたします。ご回答いただける範囲で結構です。  
なお、\*統計等は出来れば事前に書面（ファイル含む）でお送りくださると助かります。

### 1. DV政策の枠組み

- \* 県のDV基本計画及び計画執行管理体制、市町村基本計画策定状況
- \* 県庁内のDV対応体制・責任部署
- \* 県及び県庁内の連絡協議会組織（構成・審議内容・開催頻度）
- \* DV対応の業務マニュアルの有無（差し支えなければいただけませんか。）
- \* DV対策独自の予算、関連予算額（22年度）
- \* 民間団体への財政補助・支援内容および一時保護委託件数（21年度）

### 2. DV被害の現状

- \* DV被害の現状（相談件数、一時保護件数）（21年度）

うち、次の事項に該当あるいは重複被害事例の件数（相談・一時保護）

※お分かりになる範囲で結構です。

外国籍\_\_\_\_\_ 子ども同伴\_\_\_\_\_ 妊産婦\_\_\_\_\_ 単身\_\_\_\_\_  
高齢\_\_\_\_\_ 性暴力（本人へ\_\_\_\_\_ ・ 子どもへ\_\_\_\_\_ ）  
精神障害\_\_\_\_\_ 借金（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）  
アル中（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ） 薬物（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）、  
暴力団（加害者\_\_\_\_\_ ） 人身売買\_\_\_\_\_ ホームレス\_\_\_\_\_  
同伴児の問題\_\_\_\_\_ 同伴児への虐待（本人\_\_\_\_\_ ・ 加害者\_\_\_\_\_ ）  
加害者の追跡

- \* 広域対応

一時保護受け入れ件数（どこから）一県下および他府県\_\_\_\_\_  
一時保護依頼件数（どこへ）一県下及び他府県\_\_\_\_\_

- \* 保護命令申立及び相談・書面提出件数（21年度）\_\_\_\_\_

- \* DV関連犯罪発生件数—殺人、暴行、傷害、保護命令違反、ストーカー規制法違反（21年度）  
（上記2点はお分かりになる範囲でお答えください。）

- \* 県の女性相談援助センター（事業概要があれば事前にお送りください。）

職員体制・組織

予算

相談体制

一時保護（定員・設備・医療）

事業内容

\*女性相談員数

配置先

業務内容

勤務条件

### 3. 相談・一時保護体制－現状と課題－

- 1) 相談員の研修・スーパービジョンの有無と概要
- 2) 特別なニーズがある場合の相談対応の有無とその内容
- 3) ワンストップサービスの有無と概要
- 4) 一時保護委託先
- 5) 警察の体制及び警察との連携状況

### 4. 保護命令（21年度について、お分かりになる範囲でご回答ください）

- 1) \*保護命令申立・発令・却下・取り下げ件数
- 2) 保護命令申請中・発令後の被害者の安全確保
- 3) 保護命令申立支援・司法支援
- 4) 保護命令制度の問題点

### 5. 被害者の生活再建支援－現状と課題－

- 1) 児童相談所との連携状況
- 2) 同行支援の有無と内容、担当者（民間委託など）
- 3) ステップハウスの有無と運営形態（民間委託など）
- 4) 自立支援プログラム、子ども支援プログラムの有無と内容
- 5) 外国籍、精神的ダメージ、障害、高齢、十代など特別のニーズのあるケースでの支援

### 6. 就労支援－現状と課題

- 1) 県の就労支援事業（内容・主体）、県独自の就労支援事業
- 2) 就労支援実績と利用者の評価－職業経験の有無、資格技術の有無
- 3) 生保と就労支援との関係
- 4) 就職先－業種・職種・身分・賃金・勤務時間・職務内容
- 5) 困難事例とそれへの対応（結果）

### 7. DV対策全般

- 1) 現段階におけるDV対策の現状と課題、問題点とその要因  
＜どこまで、何が達成されたか。どこに困難があり、その要因は何か＞  
予防・相談・一時保護・生活再建・アフターケア・フォローアップ

関係機関との連携—警察、児童相談所、社会福祉、医療・保健、司法、教育  
県と市町村、県と国との連携・協力  
財政、法的・制度的問題

2) 行政と民間の連携・協力—現状と課題、今後の展望

3) 生活再建支援の方向性

ご協力ありがとうございました。

## 市における DV 政策関係質問項目

該当する項目についてご回答お願いいたします。ご回答可能な範囲で結構です。

なお、\*統計等は書面にて事前にお送りいただけますと（ファイル含む）大変助かります。

### 1. DV 政策の枠組み

- \*市の DV 基本計画・DV センター及び計画執行管理体制
- \*市内の DV 対応体制・責任部署
- \*市及び市内の連絡協議会組織（構成・審議内容・開催頻度）
- \*業務マニュアル
- \*DV 対策独自の予算、関連予算額
- \*民間団体への財政補助・支援内容、一時保護委託件数

### 2. DV 被害の現状

- \*DV 被害の現状（相談件数、一時保護件数）

うち、次の事項に該当あるいは重複被害事例の件数（相談・一時保護）

※お分かりになる範囲で結構です。

外国籍 \_\_\_\_\_ 子ども同伴 \_\_\_\_\_ 妊産婦 \_\_\_\_\_ 単身 \_\_\_\_\_  
高齢 \_\_\_\_\_ 性暴力（本人へ \_\_\_\_\_ ・ 子どもへ \_\_\_\_\_ ）  
精神障害 \_\_\_\_\_ 借金（本人 \_\_\_\_\_ ・ 加害者 \_\_\_\_\_ ）  
アルコール中（本人 \_\_\_\_\_ ・ 加害者 \_\_\_\_\_ ） 薬物（本人 \_\_\_\_\_ ・ 加害者 \_\_\_\_\_ ）  
暴力団（加害者 \_\_\_\_\_ ） 人身売買 \_\_\_\_\_ ホームレス \_\_\_\_\_  
同伴児の問題 \_\_\_\_\_ 同伴児への虐待（本人 \_\_\_\_\_ ・ 加害者 \_\_\_\_\_ ）  
加害者の追跡 \_\_\_\_\_

- \*広域対応

一時保護受け入れ件数（どこから）－県内 \_\_\_\_\_ ・ 県外 \_\_\_\_\_

一時保護依頼件数（どこへ）－県内 \_\_\_\_\_ ・ 県外 \_\_\_\_\_

- \*保護命令申立及び相談・書面提出件数（DV センターがある場合）

- \*DV 関連犯罪発生件数－殺人、暴行、傷害、保護命令違反、ストーカー規制法違反

（上記 2 点はお分かりになる範囲でご回答ください）

- \*市の配偶者暴力相談支援センター

職員体制・組織

予算

相談体制

一時保護（定員 \_\_\_\_\_ ・ 設備 \_\_\_\_\_ ・ 医療 \_\_\_\_\_ ）

事業内容（年次報告書）

\* 女性相談員数

配置先

業務内容

勤務条

3. 相談・一時保護体制－現状と課題－

- 1) 相談員の研修・スーパービジョン
- 2) 特別なニーズがある場合の相談対応
- 3) ワンストップサービス
- 4) 県の DV センターとの関係・連携
- 5) 警察の体制及び警察との連携

4. 保護命令（21 年度について、お分かりになる範囲でご回答ください）

- 1) \* 保護命令申立・発令・却下・取り下げ件数
- 2) 保護命令申請中・発令後の被害者の安全確保
- 3) 保護命令申立支援・司法支援
- 4) 保護命令制度の問題点

5. 被害者の生活再建支援－現状と課題－

- 1) 児童相談所との連携
- 2) 同行支援
- 3) ステップハウス
- 4) 自立支援プログラム、子ども支援プログラム
- 5) 外国籍、精神的ダメージ、障害、高齢、十代など特別のニーズのあるケースでの支援

6. 就労支援－現状と課題

- 1) 市の就労支援事業（内容・主体）および市独自の支援事業
- 2) 就労支援実績と利用者の評価－職業経験の有無、資格技術の有無
- 3) 市母子家庭就労自立支援センターの事業内容・実績・課題
- 4) 生保と就労支援の関係
- 5) 就職先－業種・職種・身分・賃金・勤務時間・職務内容
- 6) 困難事例とそれへの対応（結果）

7. DV 対策全般

- 1) 現段階における DV 対策の現状と課題、問題点とその要因



<どこまで、何が達成されたか。どこに困難があり、その要因は何か>  
予防・相談・一時保護・生活再建・アフターケア・フォローアップ、  
関係機関との連携－警察、児童相談所、社会福祉、医療・保健、司法、教育  
県と市町村、県と国との連携・協力  
財政、法的・制度的問題

2) 行政と民間、県との連携・協力－現状と課題、今後の展望

3) 生活再建支援の方向

ご協力ありがとうございました。

厚生労働科研費調査「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」  
民間団体質問項目

I 県の状況

1. 県・市における行政による DV 対策の評価
  - 予防・相談・緊急一時保護・生活再建
  - DV センター
  - 市町村の対応状況
2. 行政と民間との連携・協力・財政援助・事業委託の状況
2. 警察の対応
3. 児童相談所の対応と民間団体との連携の状況
4. 学校・教育委員会・医療機関など関係諸機関の対応と民間団体との連携
5. 民間による支援の特徴・優位性についての考え方

II 民間団体の組織運営と支援活動

1. 運営組織と財政（総会資料などがございましたら、いただけますでしょうか）
2. 被害者支援サービスの内容
3. 多様な被害者への支援とそこでの困難、最近の特徴
4. 生保対応の現状
5. 就労支援
6. 保護命令支援
7. 児童虐待・高齢者虐待対応との連携状況
8. スタッフのケア、育成
9. DV 対策など、女性支援の課題

婦人相談所における相談支援体制—「婦人相談所事業概要」から  
(生活再建班)

I 調査研究の方法

婦人相談所の相談支援体制を明らかにすることを目的として、平成23年2月に、全国47ヶ所の婦人相談所に「婦人相談所事業概要（平成21年度実績）」の送付を依頼し、44ヶ所の事業概要を収集した。

II 「婦人相談所事業概要」とは

「婦人相談所事業概要」とは、各機関の基礎資料であり、各都道府県が独自の様式で作成しているため、記載項目や統計表などは統一されておらず、地域によって多様である。

【記載内容】

(i) 業務実施形態に関する項目 (A 沿革・組織・職員構成など、B 業務内容、C 電話相談・来所相談・専門相談（法律相談など）の実施日、実施時間、実施方法など、D 一時保護定員、など)、

(ii) 相談、事業実績に関する項目 (E 相談件数（電話、来所、巡回など）、F 相談内容（主訴、年齢、相談経路など）、G 一時保護実績（一時保護利用者数、一時保護期間、主訴、年齢、同伴児の年齢、退所先など）、H 保護命令関係など)

III 結果

① 婦人相談所職員体制

表1 婦人相談所職員数の最大値・最小値・平均値・標準偏差

最大値	73
最小値	11
平均	30.8
標準偏差	17.14

出典：以後の図及び表は、すべて「婦人相談所事業概要」平成22年度より作成した

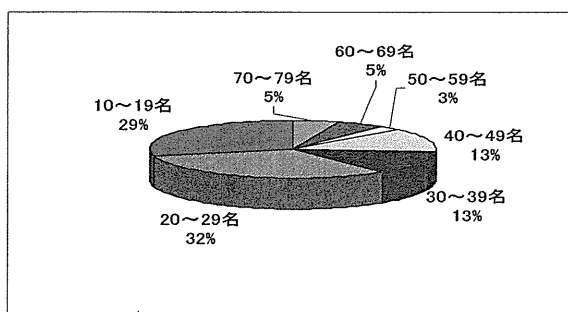


図1 婦人相談所職員数の分布

②常勤・非常勤職員数

・34ヶ所の婦人相談所のうち 常勤職員数が非常勤職員数より多い機関 4ヶ所のみ

表3 婦人相談所雇用形態別職員数

常勤職員数	423
非常勤職員数	750
計	1173

注) 算定にあたって、複合組織の場合、他部署・他機関についての職員は除外した

③婦人相談所相談支援体制

図2-1 日曜日における電話相談の有無

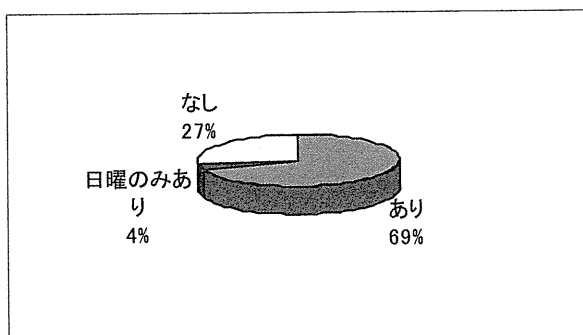


図2-2 祝日における電話相談の有無

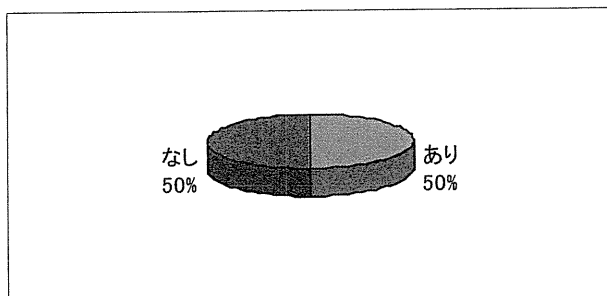


図2-3 年末年始における電話相談の有無

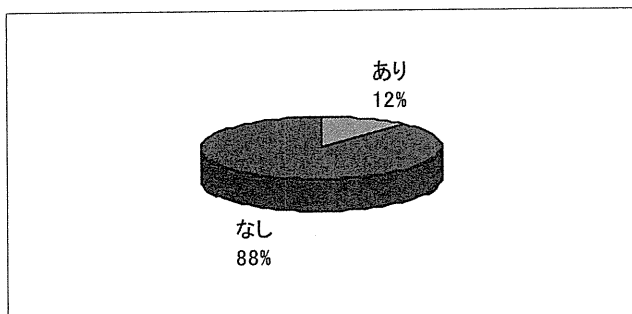
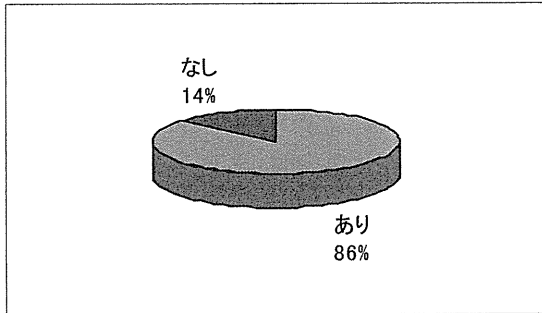


図 2-4 夜間電話相談の有無



④課題と提言

i 婦人相談所においては、非常勤職員数が多く、専門性向上のための養成・研修のあり方や、労働環境・待遇のありかたなど、職員体制に関わる課題がある。

ii 婦人相談所の職員数は、地域差が非常に大きい。利用者支援にあたって格差の生じない相談支援業務、それを可能にする職員体制について検討が必要である。

iii 電話相談の実施体制は、各地域によって多様であり、夜間を含めた相談体制の充実について検討が必要である。

iv 婦人相談所及び一時保護所の規模・体制については地域差が大きく、地域格差の生じないナショナルミニマムという観点からの検討が必要である。

v 婦人相談所の事業概要は、事業に関する重要な基礎資料であり、今回取り上げたような基本項目について全都道府県で統一的な様式に沿って集計、記載することは、事業実績を明らかに、果たしている役割の周知のためにも必要な課題である。

vi 処遇上の課題

利用者に対するアセスメントとケアマネジメント

基本的なアセスメント項目モデルの作成

## I DV法関連年表

2001. 4 **DV法制定** (参院共生社会調査会による議員立法)
2001. 4 「被害者のためのDV法を求める全国ネットワーク」国会議員・関係省庁と意見交換会開催 (関連諸法の運用改善)
- 2001.10 保護命令施行
2002. 4 全面施行 (各都道府県にDVセンター設置)  
\*内閣府「配偶者からの暴力 相談の手引き」作成 (以後、改訂)
2003. 2 参院共生社会調査会 DV法見直しプロジェクトチーム、法改正検討開始
2003. 5 「DV法を改正しよう全国ネットワーク」国会議員・関係省庁との第1回意見交換会開催 (以後、計8回)
2003. 5 内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力専門調査会」「配偶者暴力防止法の施行状況等について」で法改正の論点を提示
2004. 6 **DV法(第一次)改正法制定** (同年12月施行)  
<主要な改正点>
- ①暴力の定義の拡大 (心身に有害な影響を与える言動)
  - ②保護命令の改善 (離婚後の申立、子どもへの接近禁止令効果拡大、退去命令の有効期間を2カ月へ、退去命令の再度申立可能に)
  - ③自立支援を行政の責務へ
  - ④国に「基本方針」、都道府県に「基本計画」の義務付け、市町村は、DVセンター「できる」規定
- 2004.12 改正DV法施行と同時に、同法2条の2に基づく国の「基本方針」を策定
- 2004.12 児童虐待防止法改正により (2条4項)、「児童が同居する家庭における配偶者からの暴力」は「心理的虐待」と明記
- 2004.12 「人身取引対策行動計画」閣議決定
- 2005.11 **高齢者虐待防止法制定**
2007. 3 内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力専門調査会」「配偶者暴力防止法の施行状況等について」で法改正の課題を指摘
2007. 7 **DV法(第二次)改正法制定** (2008年1月施行)  
<主要な改正点>
- ① 市町村「基本計画」策定およびDVセンター設置を努力義務化
  - ② 保護命令の改善 (電話等禁止命令、親族等への接近禁止命令の効力拡大)
  - ③ 裁判所からDVセンターへの保護命令発令通知
2008. 1 改正DV法に基づき、国の「基本方針」改訂  
「被害者の立場に立った切れ目のない支援」「関係機関の連携」
2008. 5 「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」発足

2009. 5 裁判員裁判制度開始
2010. 4 警察庁通達「男女間トラブルに起因する相談事案への対応」  
 ①状況の急展開による重大事件化  
 ②被害届が出されない場合も加害者の身柄確保（強制捜査）を検討
2010. 10 円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策で「住民生活に光を注ぐ交付金」により、自治体の DV 対策に初めて国の予算化  
 →23 年度 DV 事業の交付実績 270 団体・約 20 億
2010. 12 第三次男女共同参画基本計画閣議決定、第 9 分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」—DV 法の実態に即した見直し、諸機関連携、ワンストップセンター、民間への必要な援助、一時保護の民間活用、交際相手暴力被害者の保護、自立支援施策の促進など、性犯罪—ワンストップセンター、子どもへの支援、売春取締強化、人身取引、セクハラ、メディアなど
- 2011.12.21 DV 防止法第三次改正等女性施策の拡充を求める院内集会開催

## II 国の DV 関連調査一覧

### <内閣府>

- 男女間における暴力に関する調査（1999 以降 3 年ごとに調査、2011. 11～12 に調査）
- 配偶者等からの暴力に関する事例調査（2001）
- 配偶者等からの暴力に関する調査（2002）（DV 法施行後の国民の意識、実態等）
- 配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究（2003）
- 配偶者等からの暴力に関する取組状況調査（2004）
- 配偶者等からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準・実施に関する留意事項（2004）
- 配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査（2004）
- 配偶者等からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書（2006）
- 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果（2007）
- 東アジアにおける配偶者等からの暴力の加害者更生に関する調査研究報告書（2008）
- 地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査結果（2011）
- <法務省法務総合研究所研究部報告 24>
- ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究（2003）
- <総務省>
- 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書（2009）  
 （日弁連両性平等委：保護命令制度の運用に関する調査（2010））

## III 国の主な DV 政策（2011 年度）

- <厚生労働省>デート DV 被害者の一時保護、婦人相談所指導的職員研修、被災地支援等
- <内閣府>DV 被害者支援のための官官・官民連携ワークショップ、デート DV 予防啓発、DV 相談ナビ、自立支援スタートアップマニュアル、パープルダイヤル、被災地支援等

